



# 鳥取県公報

平成29年 2 月 20 日 (月)  
号外第 1 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (100) (経営支援課) . . . . . 2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (101) (水産課) . . . . . 4
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (102) (〃) . . . . . 6
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (103) (〃) . . . . . 6

# 告 示

**鳥取県告示第100号**

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成29年2月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成29年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1 規則第3条第1項の利子補給率				1 規則第3条第1項の利子補給率			
農業近代 化資金の 種類	利子補給率			農業近代 化資金の 種類	利子補給率		
	農業近代化 資金融通法 （昭和36年 法律第202 号。以下 「法」とい う。）第2 条第2項第 1号、第2 号、第4号 及び第5号 に掲げる融 資機関が同 条第1項第 1号に掲げ る者に貸し 付ける場合	法第2条第 2項第1号 に掲げる融 資機関が同 条第1項第 2号から第 4号までに 掲げる者に 貸し付ける 場合	法第2条第 2項第2号 から第5号 までに掲げ る融資機関 が同条第1 項第2号か ら第4号ま でに掲げる 者に貸し付 ける場合		農業近代化 資金融通法 （昭和36年 法律第202 号。以下 「法」とい う。）第2 条第2項第 1号、第2 号、第4号 及び第5号 に掲げる融 資機関が同 条第1項第 1号に掲げ る者に貸し 付ける場合	法第2条第 2項第1号 に掲げる融 資機関が同 条第1項第 2号から第 4号までに 掲げる者に 貸し付ける 場合	法第2条第 2項第2号 から第5号 までに掲げ る融資機関 が同条第1 項第2号か ら第4号ま でに掲げる 者に貸し付 ける場合
1 規則 別表第 1号に 掲げる 資金	年1.30パー セント	年1.30パー セント	年 <u>0.55</u> パー セント	1 規則 別表第 1号に 掲げる 資金	年1.30パー セント	年1.30パー セント	年 <u>0.65</u> パー セント
2 規則 別表第 2号に 掲げる 資金	年1.30パー セント	年1.30パー セント	年 <u>0.55</u> パー セント	2 規則 別表第 2号に 掲げる 資金	年1.30パー セント	年1.30パー セント	年 <u>0.65</u> パー セント
3 規則 別表第 3号に 掲げる	年1.30パー セント	年1.30パー セント	年 <u>0.55</u> パー セント	3 規則 別表第 3号に 掲げる	年1.30パー セント	年1.30パー セント	年 <u>0.65</u> パー セント

資金				資金			
4 規則別表第4号に掲げる資金	年1.30パーセント	年1.30パーセント	<u>年0.55パーセント</u>	4 規則別表第4号に掲げる資金	年1.30パーセント	年1.30パーセント	<u>年0.65パーセント</u>
5 規則別表第5号に掲げる資金	年1.30パーセント			5 規則別表第5号に掲げる資金	年1.30パーセント		
6 規則別表第6号に掲げる資金	年1.30パーセント			6 規則別表第6号に掲げる資金	年1.30パーセント		
7 規則別表第7号に掲げる資金		年1.30パーセント	<u>年0.55パーセント</u>	7 規則別表第7号に掲げる資金		年1.30パーセント	<u>年0.65パーセント</u>
8 規則別表第8号に掲げる資金	年1.30パーセント	年1.30パーセント	<u>年0.55パーセント</u>	8 規則別表第8号に掲げる資金	年1.30パーセント	年1.30パーセント	<u>年0.65パーセント</u>

## 2 規則第3条第2項の利子補給率

利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が <u>年0.10パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.10パーセント</u>
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。）のうち市町村が <u>年0.115パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.115パーセント</u>
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が13年	<u>年0.175パーセント</u>

## 2 規則第3条第2項の利子補給率

利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が <u>年0.08パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.08パーセント</u>
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。）のうち市町村が <u>年0.09パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.09パーセント</u>
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が13年	<u>年0.1パーセント</u>

を超え15年以内であるものに限る。)のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの		を超え14年以内であるものに限る。)のうち市町村が年0.1パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	
		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)のうち市町村が年0.115パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.115パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.20パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.20パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.15パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.15パーセント

鳥取県告示第101号

平成23年鳥取県告示第497号(漁業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成29年2月20日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年鳥取県規則第61号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成29年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
1 規則第2条第1項の利子補給率						1 規則第2条第1項の利子補給率					
漁業近代化 資金の種類	利子補給率					漁業近代化 資金の種類	利子補給率				
	漁業近代化 金融通 法(昭和44年 法律第52号。 以下「法」と いう。)第2条 第2項第1号 から第4号ま でに掲	法第2条第2 項第5号に掲 げる融資機 関が、同条第 1項第1号か ら第5号ま で及	法第2条第2 項第1号に掲 げる融資機 関が、同条第 1項第6号に 掲げる者 に貸し付ける 場合	法第2条第2 項第2号及び 第4号に掲 げる融資機 関に掲げる 融資が、同 条第1項第6 号から第10 号までに掲 げる者(同 項第10号に 掲げる者	法第2条第2 項第5号に掲 げる融資機 関が、同条第 1項第6号か ら第10号ま でに		漁業近代化 金融通 法(昭和44年 法律第52号。 以下「法」と いう。)第2条 第2項第1号 から第4号ま でに掲	法第2条第2 項第5号に掲 げる融資機 関が、同条第 1項第6号に 掲げる融資機 関に掲げる 融資が、同 条第1項第6 号から第10 号までに掲 げる者(同 項第10号に 掲げる者	法第2条第2 項第1号に掲 げる融資機 関が、同条第 1項第6号か ら第10号ま でに	法第2条第2 項第2号及び 第4号に掲 げる融資機 関に掲げる 融資が、同 条第1項第6 号から第10 号までに掲 げる者(同 項第10号に 掲げる者	法第2条第2 項第5号に掲 げる融資機 関が、同条第 1項第6号か ら第10号ま でに

	ける融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 (漁業 近代化 資金融 通法施 行 令 (昭和 44年政 令 第 209 号。以 下 令 とい う。) 第1条 第3号 に規定 する団 体に限 る。) に貸し 付ける 場合	規定す る団体 に 限 る。) に貸し 付ける 場合		号に掲 げる者 にあつ ては、 令第5 条に規 定する 団体を 除。) に貸し 付ける 場合	にあつ ては、 令第5 条に規 定する 団体を 除。) に貸し 付ける 場合		ける融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 (漁業 近代化 資金融 通法施 行 令 (昭和 44年政 令 第 209 号。以 下 令 とい う。) 第1条 第3号 に規定 する団 体に限 る。) に貸し 付ける 場合	規定す る団体 に 限 る。) に貸し 付ける 場合		号に掲 げる者 にあつ ては、 令第5 条に規 定する 団体を 除。) に貸し 付ける 場合	にあつ ては、 令第5 条に規 定する 団体を 除。) に貸し 付ける 場合
略						略					
4 規則別 表第3号 に掲げる 資金	年1.30 パーセ ント	年1.10 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	年0.55 パーセ ント	年0.55 パーセ ント	4 規則別 表第3号 に掲げる 資金	年1.30 パーセ ント	年1.10 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	年0.65 パーセ ント	年0.65 パーセ ント
5 規則別 表第4号 に掲げる 資金	年1.30 パーセ ント	年1.10 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	年0.55 パーセ ント	年0.55 パーセ ント	5 規則別 表第4号 に掲げる 資金	年1.30 パーセ ント	年1.10 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	年0.65 パーセ ント	年0.65 パーセ ント
略						略					
8 規則別 表第7号	-	-	年1.30 パーセ	年0.55 パーセ	年0.55 パーセ	8 規則別 表第7号	-	-	年1.30 パーセ	年0.65 パーセ	年0.65 パーセ

に掲げる 資金			ント	ント	ント	に掲げる 資金			ント	ント	ント
9 規則別 表第8号 に掲げる 資金	年1.30 パーセ ント	年1.10 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	<u>年0.55 パーセ ント</u>	<u>年0.55 パーセ ント</u>	9 規則別 表第8号 に掲げる 資金	年1.30 パーセ ント	年1.10 パーセ ント	年1.30 パーセ ント	<u>年0.65 パーセ ント</u>	<u>年0.65 パーセ ント</u>
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率						2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率					
利子補給率を上乗せする資金			上乗せする率			利子補給率を上乗せする資金			上乗せする率		
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.20パーセントの割合で利子補給金を交付するもの			<u>年0.20パーセン ト</u>			規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.15パーセントの割合で利子補給金を交付するもの			<u>年0.15パーセン ト</u>		

鳥取県告示第102号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。  
平成29年2月20日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成29年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率
<u>年0.40パーセント</u>	年1.30パーセント	<u>年0.30パーセント</u>	年1.30パーセント

鳥取県告示第103号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。  
平成29年2月20日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成29年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第3号の資金	<u>年0.40パーセント</u>	年1.30パーセント	規則別表第3号の資金	<u>年0.30パーセント</u>	年1.30パーセント
規則別表第7号の資金	<u>年1.050パーセント</u>	年0.650パーセント	規則別表第7号の資金	<u>年0.950パーセント</u>	年0.650パーセント
その他の資金	<u>年0.40パーセント</u>	年1.30パーセント	その他の資金	<u>年0.30パーセント</u>	年1.30パーセント